

広川町指定給水装置工事事業者のみなさまへ

広川町環境課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より、指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行されました。

■ 指定の有効期間が従来の無期限から **5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新までの有効期限が異なります。(下表参照)

※有効期限までに更新をしなければ**指定の効力を失います**。

指定を受けた日及び指定番号	有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日 (指定番号 1～25)	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日 (指定番号 26～53)	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日 (指定番号 54～83)	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日 (指定番号 84～134)	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日 (指定番号 135～169)	令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に**郵送にて個別にお知らせします**。
なお、郵便の不着や未更新の方へ**再通知はいたしません**。

■更新申請に必要な書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1)
- ② 誓約書 (様式第2)
- ③ 給水装置工事主任技術者の選任届出書 (様式第3) 及び免状の写し
- ④ 機械器具調書
- ⑤ 事務所位置図
- ⑥ (法人) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (コピー不可)
- ⑦ (個人) 住民票の写し (コピー不可)
- ⑧ 滞納がない証明書 (当該証明書を発行していない場合は最新の納税証明書) (コピー不可)
- ⑨ (広川町在住の法人役員、個人事業者) 町税等納入状況調査承諾書
- ⑩ 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

■指定更新手数料

- ・1件につき、5,000円

■ 指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等) について
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◆お問い合わせ先
環境課 上下水道係
☎0943-32-1138